

町税の滞納処分を強化します

《 税の公平性と自主納付 》

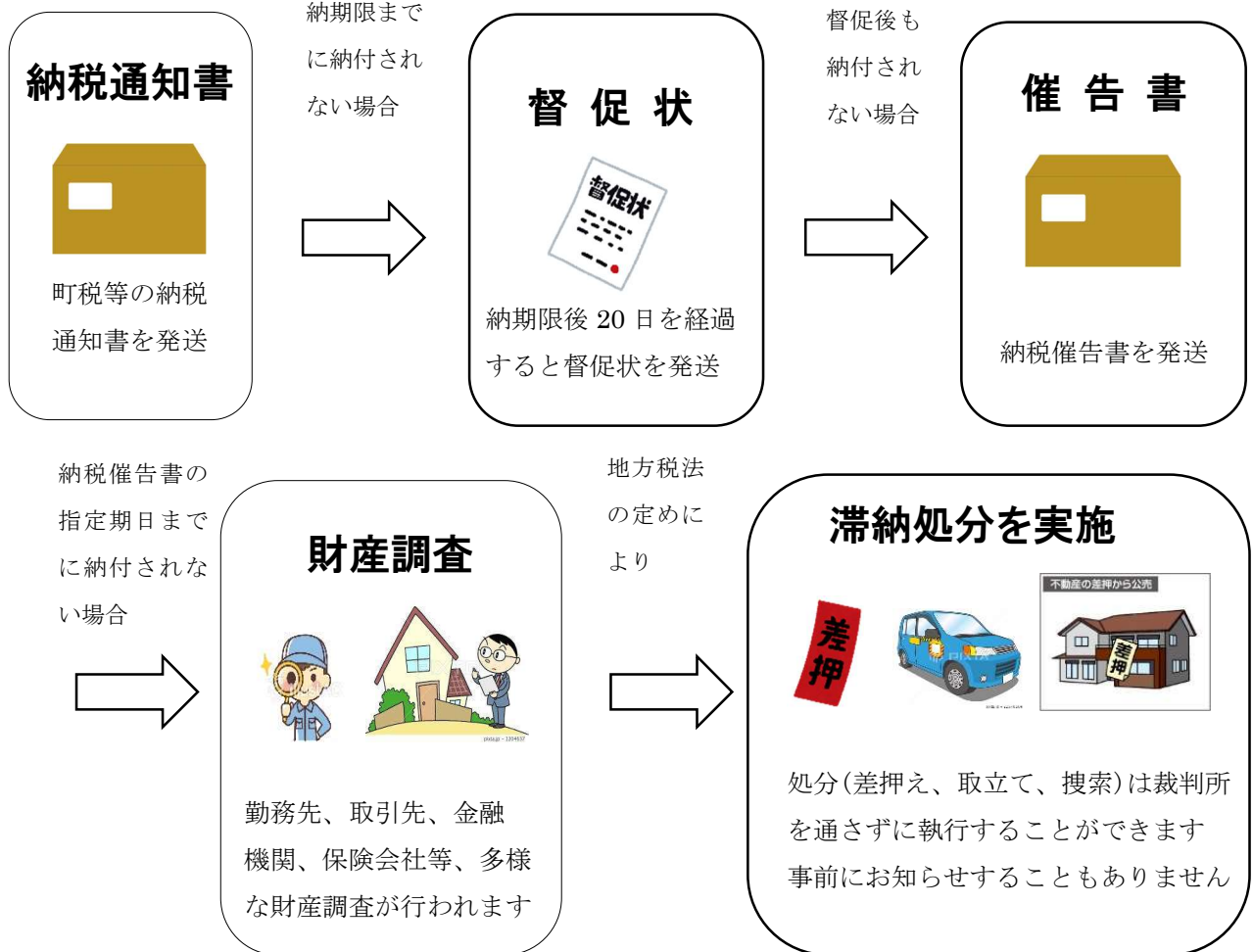
多くの納税者の皆様には、納期限内に町税等を納付いただいております。税金の納付はご自身が自主的に納めることが前提となっています。しかし、ごく一部ではありますが、納期限を過ぎても納付されない方もいます。

その方々には、督促状等の文書の送付や文書による催告等を行い、早急な納付をお願いしております。それでも納付や連絡がない場合には、納付されている納税者との公平性を保つため、法律にもとづき滞納処分（差押え等）を執行することになります。

《 税の滞納が続くと 》

税等の滞納が続きますと、法律にもとづき滞納している方の財産（銀行預金、給料、不動産、動産等）を差押えます。差押えた財産は換価（公売）し、町税等に充当することになります。

《 納税通知書発送から滞納処分への流れ 》



《 滞納処分の例 》

町ではさらなる滞納処分の強化を図るため、自動車等（普通自動車・軽自動車・オートバイ等）の差押え（タイヤロック・ミラーズロック）を行っています。

これは、滞納者が所有する自動車等の差押えを行い、徴収吏員が占有後すぐに搬出をせず、滞納者への保管命令の一環として行うものであり、運行、使用を制限することで、自主的な納税を促すことを目的としています。しかし、納税されない場合は自動車等を搬出し、公売（町で売却すること）を行います。

また、自動車等に取り付けた公示書やタイヤロック・ミラーズロックについて破棄、損壊等をした場合は、刑法第 96 条（封印等破棄）、刑法第 216 条（器物破損等）により処罰されます。

